

自治基本条例条項の検討にかかるワークショップについて(案)

1. ワークショップとは

ワークショップは、学びや創造、問題解決やトレーニングの手法のひとつです。参加者が自発的に作業や発言をおこなえる環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が意見を出し合うなど、与えられた課題に対して参加者間の情報共有や意見集約過程が体験できるものとして運営される形態がポピュラーとなっています。

ワークショップの効果として期待されているものとして、参加者同士の体験共有、意見表出(ブレインストーミング)、創造表現、意見集約その他のコミュニケーションを深めること等があり、地方自治分野では市民間の合意形成のスタイルとしても注目されつつあります。

2. ワークショップの進め方

2グループ(各6名)でワークショップを行うことによりグループ討議を進めていきます。なお、事務局は各グループに参加し討議をサポートします。ワークショップでは、各委員が付箋に意見を記入し、自由に模造紙に貼り付けていきます。ある程度付箋(意見)が出揃った時点で、関連性のある付箋同士をグルーピングして、各グループに表題をつけていきます。

模造紙上でグルーピングが完了した段階で、出された意見を「検討シート」の「意見等」欄に転記していきます。

「意見等」欄に出された課題や要望等を実現するためには何が必要かをグループ内で再び検討し、「実現するためには」欄に記入していきます。

「意見等」欄および「実現するためには」欄を参考にして「まとめ」欄にグループとしての意見のまとめを記入します。

「検討シート」のすべて欄の記入が済んだ時点で、グループの代表者が「検討シート」に基づき発表を行います。

後日、事務局は各グループが作成した「検討シート」を基に、イメージのグループ化を行い、条文作成に反映していきます。

3. 条項検討にかかる考え方

・検討する条項は、個別に検討する条項と中間まとめ案(以下、「素案たたき台」という。)を通じて検討する条項に整理します。

・個別に検討する条項および素案たたき台を通じて検討する条項は、下記のとおりとします。

個別に検討する条項	素案たたき台を通じて検討する条項
前文	用語の定義
目的	総合計画
基本理念・原則	政策法務

市（市長・職員）の役割と責務	健全な財政運営
議会（議会・議員）の役割と責務	行政評価
市民の権利と責務	行政手続
市民参画と協働	危機管理
コミュニティ活動	法令順守
意思・政策形成過程への参画	連携
住民投票	
その他盛り込みたい条項	
体系・位置付け	
条例の推進・見直し	

4. 検討スケジュール概要

- ・個々の条項に関する検討スケジュールの概要は下記のとおりとします。
- ・「前文」から「その他盛り込みたい条項」までの検討を一通り終えた後、事務局は素案たたき台を作成し、次回委員会において提示します。
- ・その後は、素案たたき台について、ワークショップによるグループ討議を行っていきます。

検討条項	検討時期
前文	第3回検討委員会
目的	第3回検討委員会
基本理念・原則	第3回検討委員会
市（市長・職員）の役割と責務	第4回検討委員会
議会（議会・議員）の役割と責務	第5回検討委員会
市民の権利と責務	第6回検討委員会
市民参画と協働	第6回検討委員会
コミュニティ活動	第6回検討委員会
意思・政策形成過程への参画	第7回検討委員会
住民投票	第7回検討委員会
その他盛り込みたい条項	第7回検討委員会
用語の定義	中間まとめ案（素案たたき台）にて検討
総合計画	中間まとめ案（素案たたき台）にて検討
政策法務	中間まとめ案（素案たたき台）にて検討
健全な財政運営	中間まとめ案（素案たたき台）にて検討
行政評価	中間まとめ案（素案たたき台）にて検討
行政手続	中間まとめ案（素案たたき台）にて検討
危機管理	中間まとめ案（素案たたき台）にて検討
法令順守	中間まとめ案（素案たたき台）にて検討
連携	中間まとめ案（素案たたき台）にて検討
体系・位置付け	第10回検討委員会
条例の推進・見直し	第10回検討委員会